

幼児期の

動作と

智能 (上)

村山貞雄

幼児の知能の研究 II



1 乳児の動作と知能の測定

乳児期の動作のうち、知能を測定するためを利用されるものは、一、反射的な運動(例、まばたき)二、感覚的なはたらき(例、追視)三、感情・情緒の表現(例、笑い)四、全身的運動(例、すわること)五、手足のはたらき(例、親指をむかいで合わせてつかむこと)

六、社会性の表現(例、模倣)七、注意・記憶・理解または推理をふくむ知的な適応動作

(例、おもちゃをとること)などである。また動作を広義に解するときは、八、言葉も知能測定の大きな手がかりとなる。

乳児期の動作の内容をしらべて、その精神発達を測定しようとしたものとしては、ゲゼルの忍耐づよい研究と(註一)、ピュラーー等の

周到な研究がまずあげられるべきであろう。(註二)このほか、ビネーの千九百五年のほうのスケールにも少しふくまれているが(註三)、千九百二十二年にクールマンがあらわしたビネー・スケールの増改訂版には、三ヶ月、六ヶ月、十二ヶ月と確実なかたちでふくまれている(註四)。おなじ年にトラップとストックブリッジのものがでている(註五)。また、

テストとしては不十分であるが、バイゼルのテストや(註六)、ワトソンのものは(註七)、興味のあるものである。

また標準化されないものとしては、シニワーブが千九百二十四年に、零か月児から試みたテストがあり(註八)、テストのかたちにならなかつたものとしては、シモンのものがある(註九)。

このほかにリンフェルトとヒーヤホルツアーヴのあらわしたものや(註十)、ジョーンズが千四百二十六年にあらわしたものなどがある(註十一)。またその翌年にはリップマンのものなどもあるが(註十二)、わが国では、愛育会の乳幼児精神発達検査や(註十三)、久保良英氏の乳幼児の身心発達検定法などがある(註十四)。

現在、乳児期の知能の測定の結果は、ごく大雑把な解釈しかできない。たとえば、村山が東京都内の一歳三ヶ月未満の乳児十五名について、幼児期の終りに再検査をして関係をしらべたところ、相関係数(r)は〇・二六九で、相関はあるが非常にひくい。この調査で知能指数の変化が十以内のものが四十七パーセント、十五以内のものが二十九パーセント、

乳児の再検査

氏名	初検査		再検査	
	生活年齢	知能指数	生活年齢	知能指数
K.I	0:7—6	104	6:0	111
K.N	0:8—23	119	6:6	128
F.T	0:8—23	108	6:0	117
M.T	0:9—12	93	6:0	111
N.N	0:10—3	89	5:11	121
I.O	0:10—22	119	5:7	125
S.I	0:11—20	109	5:10	129
A.K	1:0—3	100	5:11	124
U.O	1:1—2	104	6:0	122
M.M	1:1—6	130	6:1	127
F.N	1:1—10	130	6:6	131
A.O	1:2—2	112	5:10	117
K.Y	1:3—7	108	5:9	122
R.K	1:3—8	80	6:4	132
L.H	1:3—12	104	6:6	118
平均	0:11—26.6	107.27	6:0.6	122.33
検査の種類	愛育会精神	乳幼児発達	鈴木ビネ式知能検査	(仮称)

十五以上変化したもののが四十パーセントであった(表参照)。この表で一名を除くすべての者が知能指数があがっている理由はよくわからないが、家庭環境はいずれもよい者ばかりであるので、これが大きな原因になっている。なお、このうち再検査で知能指数が十五以上あがっている者六名について、乳児期の検査で特によくできていた内容をしらべたところ、つぎのようであった。

物を一分後でもおぼえているかどうかの問題、太鼓を二本のばちでたたくかどうかの問題、太鼓を二本のばちでたたくかどうかの問題(以上の三問は、学習的問題)。ついたての後の品物をとろうとする問題、置きかえられた二つの箱の下の菓子をさがす問題、(以上の二問は、精神的生産の問題)。一方、これらの子どもが特にできなかつたあとに、二語をしゃべる問題(社会性の問題)。一人ですわるかどうかの問題、鼻をかまされたときにおとなの手を取りのぞこうとす

るかどうかの問題、二本の棒を擦り合つたり打ち合うかどうかの問題(以上の三問は、身のほうをむく問題、禁止を了解する問題を理解する問題、社会性の問題)。十六問と第八十八問の問題(以上材料処置の問題)。鈴の部分をしらべる問題(精神的生産の問題)であった。

乳児期の知能測定の結果は、大雑把な解釈しかできないが、さらに知能程度がわかつても、現在それによって乳児を指導する技術が発達していないので、実用価値は少ない。すなわち、精神薄弱児を乳児期のうちに抹殺するというようなことのないかぎり、現在はまだ臨床的な利用価値は少なく、基礎的な研究としての価値をもつてゐる。

2 三大動作と知能

生後約一年六ヶ月のあいだにあらわれる乳児の動作のうち、知能の程度の判断に大きな指標をあたえる三大動作として、定首期、始語期、始歩期を考えることができる。このうち始語期については、筆をあらためて、言葉と知能の構造述べよう。

人間が現在のように知能が発達した原因として、直立姿勢になり首が安定したことかし

ばしばあげられる。すなわち、大脳は重量をますために安定を要した。猿類のなかでも、あしの親指が人間に似ていて直立できるゴリラ（ゴリラは直立して哺乳もできる）が、他の猿よりも知能が進んでおり、人間が直立姿勢になり首がすわったことから、他の動物にくらべて知能がすくんだことは推測されるところであるが、これにかんする動物学的な研究はあまり進んでいない。しかし、動物学的には、「一応」のようない進化の当然あゆむべき過程にはやく到達することは、個体差として「そう多くの知的発達が考えられる。

なお立って歩くことと首のすわることのあいだには生理的な関係があり、ハズリットはあるくことにむかう進歩の過程における第一段階として、生後四ヶ月頃に、ささえられてすわることと頭をまっすぐにたもつことをあげている（註十五）。

3 定 首 期

定首期とは首のすわりはじめる時期をいう。

乳児の運動発達のうち、首から上が比較的はやく乳児の自由になる（註十六）。すなわ

ち、三ヶ月で大体首がすわり、四ヶ月では頭が自由にうごかせるようになる。わが国では、昔から六十日で「壁がさだまり、百日で首がすわるとせられた。または百十日の「おくりぞめ」までに首がすわればよいともいわれた。

しかし定首期のみわけ方は始歩期などにくらべると困難であり、その定義づけのしかたによつてことなってくる。たとえば、ジョーンズ女史は、首のすわりを、はじめ彼の女性スケールに入れたが、客観的な判断がむつかしきるとして、とりやめている（註十七）。

外国における定首期の研究としては、ゲゼルやシャーレイ女史やピュラー等のものがある。

ゲゼルの調査によれば、肩をささえられて時折頭をあげるのが一ヶ月、肩をささえられてわざかのあいだ頭をまっすぐにたもつのが二ヶ月、肩をささえられて正しく、かつ、しつかり頭をたもつのが三ヶ月、身体をはこぼれたり振られたりしたときしつかり頭をたもつのが四ヶ月となつてお（註十八）、わが国小児医学も大体この分類によつて考えることが多い。

シャーレイ女史は、三週間までの乳児のう

ち八十八パーセントが、うつ向けにされたときに頭をまわしたが、それ以後はその頻度はへり、かわりに頭を上にあげるようになつた。そして七週までに子どもの四分の三が、九週までに半数の子どもが、頭やあごをあげて、一分間その姿勢をたもつことができたといつらべると困難であり、その定義づけのしかたによると、三十パーセントの子どもが一ヶ月で頭をまっすぐにしつかりたもち、二ヶ月で三十四バーセント、三ヶ月で四十六バーセントの子どもが頭をまっすぐにしつかりたもつたとい（註二十）、ジョーンズ女史は五十四人の子どもの半数が、九十日までに二秒以上頭をささえることができたといつて（註二十一）。

またピュラーは、頭をまっすぐたもつことを二ヶ月の問題としてとり上げてお（註二十二）、ハズリットは四ヶ月とする（註二十三）。クームランは、子どもが垂直にたもつたときに頭をまっすぐにたもつことを六ヶ月のテストとしている（註二十四）。シモンは、かれのスケールで三ヶ月で頭をたてるが、頭をよい姿勢にたもつてコントロールできるの

は六か月であるとした（註二十五）。

わが国の研究としては、久米京子氏が誕生より満二歳にいたる嬰児一千三十三名について、質問紙法でしらべたところ、首がすわる時期（頻数が七十五パーセントにもつとも近い月）は四か月であった（註二十六）。

また尾崎清次氏の調査では、約三か月となつてゐる。また愛育研究所の乳幼児精神発達検査では、子どもをうつ向けにしたばあい、二か月児で、四十八パーセントが三十秒頭を持ち上げることができ、三か月児で九十四パーセントが三十秒頭を持ちあげることができた（註二十七）。

なお村山が一歳未満の乳児について、松島富之助博士の協力を得て、首のすわらない者として、（A）うつ向けに寝かすと、全然頭をあげない、（B）うつ向けに寝かすと、頭をあげることがある、（C）うつ向けに寝かすと、わざかのあいだ、頭をまっすぐに分け、首のすわる者として、（D）うつ向けに寝かすと、十秒以上頭をまっすぐにしつかりたもつてゐる、（E）身体をこぼれたり、振られたりしても、しつかり頭をたもつてゐるに分けて、観察した結果を統計しつつあるが、

まだ頻数が不十分で、発表の域にまで達しない。しかし、現在までの結果からすれば、定期は三か月十五日頃におちつきそうである（現在までの観察時期は一月）。定定期の遅延と知能のあいだに因果関係や相間関係がみられるであろうか。

首のすわりはじめのおそい者、特に六か月をすぎてもまだ首のすわらない乳児のなかには、精神薄弱児が多い。たとえば、この原稿を書いた丁度その日（一月二十五日）も、愛育研究所の教育相談で三人の精神薄弱児を相談したが、その定期は、つぎのようであつた。

K・S ♀ 生活年齢二歳〇か月
発達指數五十三 定定期十か月
T・N ♀ 生活年齢六歳七か月

発達指數二十一 定定期三か月

M・S ♂ 生活年齢七歳十一か月

知能指數五十七 定定期六か月

精神薄弱児は果して定期がおくれるかど

うかを見るために、村山が愛育特別幼稚園の厚意を得て、その子ども六十三名について、

定期	明らかな者				不明者 5か月以内 後の% 合計
	人数	平均値	中央値	5か月以内 後の% 合計	
20 ~ 29	2人	0:4.5	0:4.5	50.0	1人
30 ~ 39	18人	0:6.1	0:5	66.7	9人
40 ~ 49	9人	0:5.8	0:4	44.4	3人
50 ~ 59	7人	0:5.3	0:4	42.9	6人
60 ~ 69	3人	0:3.7	0:4	0.0	1人
70 ~ 79	4人	0:3.5	0:3.5	0.0	0人
合計と平均	43人	0:5.4	0:4	46.5	20人

首のすわりはじめた時期をしらべたところ、二十名は定期が不明であったが、残りの者の平均は五、四、か月であつた。この調査では（一）知能指數六十以上の段階では普通児との差が認められなかつたが、（二）知能が低くなるにしたがつて定期がおくれ、（三）三十台になると三分の二が五か月以後であつた（表参照）。

めじりで出たのであら。すなわち、一般には、知能指数が二十台になれば、三十台よりもはるかに定首期がおくれ、八十バーセンтуるのではないかと推測される（註11十八）。

多くの精神薄弱児の定首期がおくれる生理的な理由として、頭のいどがかんがえられる。すなわち、精神薄弱児におけるいろいろな神経機能障害の一として運動神経も発達がおくれる。アルハド、首のすわりも一つの筋肉群の総合的運動であるが、筋肉の個個を支配する運動神経の緊張力（Tonus）も弱く、筋肉群としての総合的な運動神経の調和も円滑にゆかないことが考えられる。

一方、首かすわりはじめる時期がはやければ、知能が高い傾向があるといえるだらうか。

首のすわりのはやく乳児は四〇田ぐらうすわりはじめる者がある。たとえば、知能指數五百五十六の幼児の母親は、生後三〇田や首がすわったと述べてゐる。村山が、愛育研究所の教養相談で知能指數五百五十以上（鎌木ビネ式知能検査）であった者九十七名について往復葉書で回答を依頼して定首期をみると

たゞりや、五か月以後に首のすわりたと回答した者は一人もいなかつた。また三か月台、六十二バーセント、四か月台三十六バーセントやくらになるのではないかと推測される。

たゞりや、五か月以後に首のすわりたと回答した者は一人もいなかつた。また三か月台、六十二バーセント、四か月台三十六バーセントやくらになるのではないかと推測される。

なお、小頭症精神薄弱児（Microcephaly）のなかには、首がはやくねらぬ者があるが、これは頭がかるいためであつて、知能の高さと積極的相関はない。

以上を総合すると、普通児においては定首期が少しばやくても少しおいでも知能との関係は考えられない。しかし知能指数が約六十以下の精神薄弱は、定首期が五か月以後にならぬのが多く、知能指数がひくくなればなるほど、定首期がさらににおくれる者が多い。一方非常に知能の高い者も定首期が五か月以後にならぬが、これはむしろ珍らしくなる。

〔註〕

- 1' Gesell, A. : *The First Five Years of Life*, 1940
- 11' Bühler, Ch. und Hetzer, H. : *Kleinkinder Tests, Entwicklungstests. Vom 1., 1932*
- 111' Binet, A. et Simon, T. : "Le développement de l'intelligence chez les

enfants". *L'Année psychologique*, 1905
H' Trabue, M.R. and Stockbridge, E. P. : *Measure Your Mind : The Meter and How to Use It*, 1922
K' Peiss, J. : *Prüfungen höherer Gehirnfunktionen bei Kleinkindern*, Jahrbuch für Kinder-Heilkunde Vol. XC I - XC II, 1920

H' Watson, J. : *Studies in Infant Psychology*, Scientific Monthly, Vol. X III, 1921
K' Schwab, G. : *Prüfung des psychischen Zustandes und Entwicklungs-ganges im kinderalter bis zum dreitzen Lebensjahr*, Jahrbuch für Kinder-Heilkunde, Vol. C VII, 1924
九' Simon, T. : *Les Deux Premières Années de l'enfant*, Bulletin de la société libre pour l'étude psychologique de l'enfant, Vol.C VIII, 1916
十' Linert, H. and Hierholzer, H. :

A Scale for Measuring the Mental Development of Infants, Studies in Psychology and Psychiatry from the Catholic University of America,
Vol. I, No. 4, 1928

Lippmann, H. S. : The development of

early behaviors patterns in young children, Vol. 33, 1926

+ 11' Lippmann, H. S. : Certain behavior responses in early infancy, Vol. 34, 1927

+ 111' 教育研究所記要第一輯昭和十四年、お

よぶ愛育研究所牛島義友、木田市治、森

脇要、入沢寿夫乳幼児発達検査、昭和11

1111年

+ 114' 久保良英著、知能検定法、昭和十七年

+ 115' Hazlitt, V. : The Psychology of Infancy, 1933. viii+149PP

+ 116' ケヤルによる「最初の1か月が口と

目、つま先の3か月が頭・首・肩、つま先の

11か月が腕・腕・手、つま先の3か月が足

と指などからうなづく逐次運動機能が発達す

る」とある。

十七、前出

十八、Gesell, A. : Infancy and Human Growth 1928, P128-9, 本邦版、前

半ば述べた早産児の精神発達についても

～わざく書かれ、S. Q.

十九、charley, M. : The first two years : a study of twenty-five children.

+ 116' 前出

+ 117' 前出

+ 118' Bühlert, C. : The first year of life, 1930

+ 119' 前出

+ 120' 前出

+ 121' Simon, T. : Questionnaire for the observation of a young child from birth to two years of age, 1920 (英語)

+ 122' 心理学会第一回大会報告、昭和十七年

+ 123' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 124' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 125' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 126' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 127' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 128' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 129' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 130' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 131' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

+ 132' 研究発表 (発表資格、正会員、申込)

日本保育学会 第九回大会開催

会

告

一、日程

第一日 五月11十六日(土) 午後1時半——午後5時半

第二日 五月12十七日(日) 午前八時半——午後三時半

第三日 五月13十八日(月) 午前八時半——午後三時半

第四日 五月14十九日(火) 午前八時半——午後三時半

第五日 五月15二十日(水) 午前八時半——午後三時半

第六日 五月16廿一日(木) 午前八時半——午後三時半

第七日 五月17廿二日(金) 午前八時半——午後三時半

第八日 五月18廿三日(土) 午前八時半——午後三時半

第九日 五月19廿四日(日) 午前八時半——午後三時半

第十日 五月20廿五日(月) 午前八時半——午後三時半

第十一日 五月21廿六日(火) 午前八時半——午後三時半

第十二日 五月22廿七日(水) 午前八時半——午後三時半

第十三日 五月23廿八日(木) 午前八時半——午後三時半

第十四日 五月24廿九日(金) 午前八時半——午後三時半

第十五日 五月25三十日(土) 午前八時半——午後三時半

第十六日 五月26廿一日(日) 午前八時半——午後三時半

第十七日 五月27廿二日(月) 午前八時半——午後三時半

第十八日 五月28廿三日(火) 午前八時半——午後三時半

第十九日 五月29廿四日(水) 午前八時半——午後三時半

第二十日 五月30廿五日(木) 午前八時半——午後三時半

第二十一日 五月31廿六日(金) 午前八時半——午後三時半

第二十二日 五月32廿七日(土) 午前八時半——午後三時半

第二十三日 五月33廿八日(日) 午前八時半——午後三時半

第二十四日 五月34廿九日(月) 午前八時半——午後三時半

第二十五日 五月35三十日(火) 午前八時半——午後三時半

第二十六日 五月36廿一日(水) 午前八時半——午後三時半

第二十七日 五月37廿二日(木) 午前八時半——午後三時半

第二十八日 五月38廿三日(金) 午前八時半——午後三時半

第二十九日 五月39廿四日(土) 午前八時半——午後三時半

第三十日 五月40廿五日(日) 午前八時半——午後三時半

第三十一日 五月41廿六日(月) 午前八時半——午後三時半

第三十二日 五月42廿七日(火) 午前八時半——午後三時半

第三十三日 五月43廿八日(水) 午前八時半——午後三時半

第三十四日 五月44廿九日(木) 午前八時半——午後三時半

第三十五日 五月45三十日(金) 午前八時半——午後三時半

第三十六日 五月46廿一日(土) 午前八時半——午後三時半

第三十七日 五月47廿二日(日) 午前八時半——午後三時半

第三十八日 五月48廿三日(月) 午前八時半——午後三時半

第三十九日 五月49廿四日(火) 午前八時半——午後三時半

第四十日 五月50廿五日(水) 午前八時半——午後三時半

第四十一日 五月51廿六日(木) 午前八時半——午後三時半

第四十二日 五月52廿七日(金) 午前八時半——午後三時半

第四十三日 五月53廿八日(土) 午前八時半——午後三時半

第四十四日 五月54廿九日(日) 午前八時半——午後三時半

第四十五日 五月55三十日(月) 午前八時半——午後三時半

第四十六日 五月56廿一日(火) 午前八時半——午後三時半

第四十七日 五月57廿二日(水) 午前八時半——午後三時半

第四十八日 五月58廿三日(木) 午前八時半——午後三時半

第四十九日 五月59廿四日(金) 午前八時半——午後三時半

第五十日 五月60廿五日(土) 午前八時半——午後三時半

第五十一日 五月61廿六日(日) 午前八時半——午後三時半

第五十二日 五月62廿七日(月) 午前八時半——午後三時半

第五十三日 五月63廿八日(火) 午前八時半——午後三時半

第五十四日 五月64廿九日(水) 午前八時半——午後三時半

第五十五日 五月65三十日(木) 午前八時半——午後三時半

第五十六日 五月66廿一日(金) 午前八時半——午後三時半

第五十七日 五月67廿二日(土) 午前八時半——午後三時半

第五十八日 五月68廿三日(日) 午前八時半——午後三時半

第五十九日 五月69廿四日(月) 午前八時半——午後三時半

第六十日 五月70廿五日(火) 午前八時半——午後三時半

第六十一日 五月71廿六日(水) 午前八時半——午後三時半

第六十二日 五月72廿七日(木) 午前八時半——午後三時半

第六十三日 五月73廿八日(金) 午前八時半——午後三時半

第六十四日 五月74廿九日(土) 午前八時半——午後三時半

第六十五日 五月75三十日(日) 午前八時半——午後三時半

第六十六日 五月76廿一日(月) 午前八時半——午後三時半

第六十七日 五月77廿二日(火) 午前八時半——午後三時半

第六十八日 五月78廿三日(水) 午前八時半——午後三時半

第六十九日 五月79廿四日(木) 午前八時半——午後三時半

第七十日 五月80廿五日(金) 午前八時半——午後三時半

第七十一日 五月81廿六日(土) 午前八時半——午後三時半

第七十二日 五月82廿七日(日) 午前八時半——午後三時半

第七十三日 五月83廿八日(月) 午前八時半——午後三時半

第七十四日 五月84廿九日(火) 午前八時半——午後三時半

第七十五日 五月85三十日(水) 午前八時半——午後三時半

第七十六日 五月86廿一日(木) 午前八時半——午後三時半

第七十七日 五月87廿二日(金) 午前八時半——午後三時半

第七十八日 五月88廿三日(土) 午前八時半——午後三時半

第七十九日 五月89廿四日(日) 午前八時半——午後三時半

第八十日 五月90廿五日(月) 午前八時半——午後三時半

第八十一日 五月91廿六日(火) 午前八時半——午後三時半

第八十二日 五月92廿七日(水) 午前八時半——午後三時半

第八十三日 五月93廿八日(木) 午前八時半——午後三時半

第八十四日 五月94廿九日(金) 午前八時半——午後三時半

第八十五日 五月95三十日(土) 午前八時半——午後三時半

第八十六日 五月96廿一日(日) 午前八時半——午後三時半

第八十七日 五月97廿二日(月) 午前八時半——午後三時半

第八十八日 五月98廿三日(火) 午前八時半——午後三時半

第八十九日 五月99廿四日(水) 午前八時半——午後三時半

第九十日 五月100廿五日(木) 午前八時半——午後三時半

第九十一日 五月101廿六日(金) 午前八時半——午後三時半

第九十二日 五月102廿七日(土) 午前八時半——午後三時半

第九十三日 五月103廿八日(日) 午前八時半——午後三時半

第九十四日 五月104廿九日(月) 午前八時半——午後三時半

第九十五日 五月105三十日(火) 午前八時半——午後三時半

第九十六日 五月106廿一日(水) 午前八時半——午後三時半

第九十七日 五月107廿二日(木) 午前八時半——午後三時半

第九十八日 五月108廿三日(金) 午前八時半——午後三時半

第九十九日 五月109廿四日(土) 午前八時半——午後三時半

第一百日 五月110廿五日(日) 午前八時半——午後三時半

第一百一十一日 五月111廿六日(月) 午前八時半——午後三時半

第一百二十二日 五月112廿七日(火) 午前八時半——午後三時半

第一百三十三日 五月113廿八日(水) 午前八時半——午後三時半

第一百四十四日 五月114廿九日(木) 午前八時半——午後三時半

第一百五十五日 五月115三十日(金) 午前八時半——午後三時半

第一百六十六日 五月116廿一日(土) 午前八時半——午後三時半

第一百七十七日 五月117廿二日(日) 午前八時半——午後三時半

第一百八十八日 五月118廿三日(月) 午前八時半——午後三時半

第一百九十九日 五月119廿四日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百零零日 五月120廿五日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百零一日 五月121廿六日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百零二日 五月122廿七日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百零三日 五月123廿八日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百零四日 五月124廿九日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百零五日 五月125廿一日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百零六日 五月126廿二日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百零七日 五月127廿三日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百零八日 五月128廿四日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百零九日 五月129廿五日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百一十日 五月130廿六日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百一十一日 五月131廿七日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百一十二日 五月132廿八日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百一十三日 五月133廿九日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百一十四日 五月134三十日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百一十五日 五月135廿一日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百一十六日 五月136廿二日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百一十七日 五月137廿三日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百一十八日 五月138廿四日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百一十九日 五月139廿五日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百二十日 五月140廿六日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百二十一日 五月141廿七日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百二十二日 五月142廿八日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百二十三日 五月143廿九日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百二十四日 五月144三十日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百二十五日 五月145廿一日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百二十六日 五月146廿二日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百二十七日 五月147廿三日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百二十八日 五月148廿四日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百二十九日 五月149廿五日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百三十日 五月150廿六日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百三十一日 五月151廿七日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百三十二日 五月152廿八日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百三十三日 五月153廿九日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百三十四日 五月154三十日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百三十五日 五月155廿一日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百三十六日 五月156廿二日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百三十七日 五月157廿三日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百三十八日 五月158廿四日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百三十九日 五月159廿五日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百四十日 五月160廿六日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百四十一日 五月161廿七日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百四十二日 五月162廿八日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百四十三日 五月163廿九日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百四十四日 五月164三十日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百四十五日 五月165廿一日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百四十六日 五月166廿二日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百四十七日 五月167廿三日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百四十八日 五月168廿四日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百四十九日 五月169廿五日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百五十日 五月170廿六日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百五十一日 五月171廿七日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百五十二日 五月172廿八日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百五十三日 五月173廿九日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百五十四日 五月174三十日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百五十五日 五月175廿一日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百五十六日 五月176廿二日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百五十七日 五月177廿三日(木) 午前八時半——午後三時半

第二百五十八日 五月178廿四日(金) 午前八時半——午後三時半

第二百五十九日 五月179廿五日(土) 午前八時半——午後三時半

第二百六十日 五月180廿六日(日) 午前八時半——午後三時半

第二百六十一日 五月181廿七日(月) 午前八時半——午後三時半

第二百六十二日 五月182廿八日(火) 午前八時半——午後三時半

第二百六十三日 五月183廿九日(水) 午前八時半——午後三時半

第二百六十四日 五月184三十日(木) 午前八時半——午後三時半